

東日本大震災（原子力災害）への地方税制上の対応案

東日本大震災への地方税制上の対応については、地震・津波対策として「地方税法の一部を改正する法律」が4月27日に公布施行されたが、不動産・自動車関係税に関しては、資産の滅失・損壊等を要件としているため、原子力災害による避難区域等において滅失・損壊等に至っていない資産については、地震・津波対策で講じた特例措置の対象となっていない状況にある。

今般、原子力災害の特性を考慮しつつ、地震・津波対策において講じた不動産・自動車関係税に係る措置を念頭に、東日本大震災の原子力災害に対処するため、以下の措置を講ずる。

I 避難区域内等の資産について特例を講ずるもの

【固定資産税・都市計画税】

1. 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除

警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

※ 償却資産や指定区域外の土地・家屋については、地方税法第367条等に基づく減免により対応。

【自動車税・軽自動車税】

1. 警戒区域内自動車に係る自動車税・軽自動車税の特例

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに対しては、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税・軽自動車税が課されないようにする特例を講じる。

※ 警戒区域内にある自動車で、永久抹消登録等がされないものについては、地方税法第162条及び同法第454条に基づく減免により対応。

II 警戒区域内の資産の代替資産について特例を講ずるもの

【固定資産税・都市計画税】

1. 警戒区域内住宅用地に係る代替住宅用地の特例

警戒区域内住宅用地の所有者等が当該住宅用地に代わる土地（代替土地）を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該代替土地のうち警戒区域内住宅用地の面積相当分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※ 住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

2. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の特例

警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該代替家屋に係る税額のうち当該警戒区域内家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

3. 警戒区域内償却資産に係る代替償却資産の特例

警戒区域内償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を警戒区域が解除されるまでの間に、被災地域において取得した場合等においては、課税標準を4年度分2分の1とする。

【不動産取得税】

1. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の取得に係る特例

警戒区域内家屋の所有者等が当該家屋に代わる家屋（代替家屋）を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

2. 警戒区域内家屋に係る代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

代替家屋の敷地の用に供する土地で、警戒区域内家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

1. 警戒区域内自動車の代替自動車の取得の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】

1. 警戒区域内自動車の代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

警戒区域内にある自動車で、用途の廃止を事由とした永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車（代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

- ◎ これらの税負担軽減措置に伴う減収については、地震・津波対策と同じく、その減収額の全額について地方債の発行を可能とし、後年度その元利償還金の100%を普通交付税措置する。